

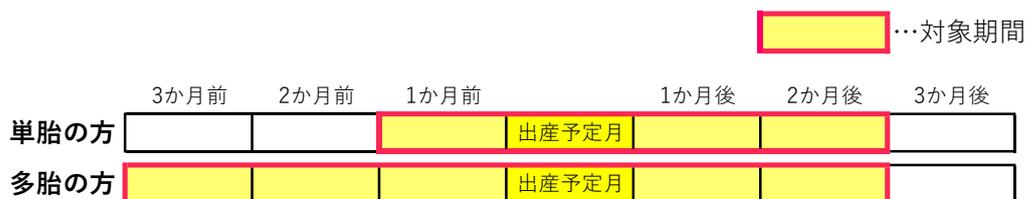
産前産後期間相当分（4か月分）の 国民健康保険料が免除されます！

対象となる方・受付期間

- 令和5年11月以降に出産された薬剤師国保組合加入者が対象です。
妊娠85日以上の出産が対象（死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む）
- 出産予定日の6か月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。
- 賦課限度額に達していると減額にならない場合があります。

国民健康保険料の免除方法

- 出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）まで保険料（出産本人分のみ）が免除されます。



- ※産前産後期間の保険料（出産本人分のみ）が免除されます。
- ※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3か月前から6か月相当分が免除されます。
- ※保険料還付の場合は事業主の保険料引落口座へのお振込みといたします。

- 産前産後期間のうち令和6年1月以降の保険料が免除（還付）されます。

⇒令和5年11月出産から対象となります。

※令和5年11月出産の場合、令和6年1月の保険料が還付されます。令和6年1月より前の期間については対象となりません。

	1か月前	出産月	1か月後	2か月後
	R5年10月	R5年11月	R5年12月	R6年1月

届出に必要な書類

- ① 届出書
- ② 母子健康手帳の写し等
（出産被保険者の氏名、出産予定日（出産後は出産日）を確認できる書類）

※従業員組合員の場合、事業主経由での届出となります。

届出先

長崎県薬剤師国民健康保険組合

〒857-0051 佐世保市浜田町1-22

TEL 0956-25-8777